

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

役員退職金の分割支給

Q：取締役のひとりが退職するので3千万円の退職金を支給することが決まりました。会社の資金繰りの関係で当期に2千万円を支給し、翌期に残りの1千万円を支給したいのですが、支給したそれぞれの期において損金経理をして、それぞれの期で損金として認められるでしょうか。

A：結論から言いますと損金算入は認められます。

役員退職金の損金算入時期は、原則として株主総会の決議等によりその支給すべき退職金の額が具体的に確定した日の属する事業年度とされています。

しかし、ご質問のケースのように会社の資金状況の関係で一度に支給できないことも勘案して、法人がその退職金の額を実際に支給した日の属する事業年度において、その支給した金額につき損金経理した場合は、これを認めることとなっています（法基通9-2-18）。

よって、役員退職金として損金経理できる事業年度は、株主総会でその金額が確定した事業年度又は実際に支給した事業年度ということになりますので、実際に支給した期で損金とする会社計算は認められます。

以上については、退職金3千万円がその役員の業務に従事した期間、その退職の事情、類似法人の退職金の支給状況等に照らして不相当に高額でないという前提付です。

不相当に高額な部分の金額は、もちろん損金不算入となります。

